

学事第297-2号  
令和4年5月26日

各私立大学・短期大学設置者様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

### 私立学校における今後の教育活動について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染状況は、本県も含め全国的に新規陽性者数はゆるやかな減少傾向となっております。

こうした状況に鑑み、県立学校では、令和4年5月24日開催の埼玉県新型感染症専門家会議を踏まえ、感染拡大防止を第一とし、メリハリのある対応を実施するとともに、可能な限り通常の教育活動を行うこととしました。

つきましては、各学校における対応の参考としてください。

また、寮や寄宿舎における感染対策や寮生の健康管理につきましては、別紙を参考としてください。

### 記

#### 【参考】別添通知

○県立学校長宛て通知

令和4年5月25日付け教高指第552号

「県立学校における今後の教育活動について（通知）」

総務部学事課  
専修各種学校担当  
電話 048-830-2562

## ○ 寮や寄宿舎での対策

- ・平時から感染症対策を徹底するとともに、寮生の健康管理に意を用いること
- ・寮生に体調不良者を把握した場合、個室の寮生の場合は自室で、相部屋の寮生の場合は他の寮生と分けた休養室等で休養させること
- ・医療機関を受診する際は、あらかじめ医療機関に電話をした上で、車等を利用し、可能な限り人との接触を避けること
- ・ドアノブや電気のスイッチなど、共用部分を定期的に消毒すること
- ・寮内では必ずマスクを着用すること
- ・食事前後の丁寧な手洗いを徹底させること
- ・食事の際、座席の配置（対面にならない等）を指導すること
- ・食事・配膳中は会話を控えるよう指導すること